

畜産生産力・生産体制強化対策事業 (国産飼料資源生産利用拡大対策のうち 放牧活用型持続的畜産生産推進)

農林水産省では飼料の生産・給与や排せつ物処理の省力化等が可能な飼養管理技術で、飼料費の低減にも繋がる**放牧を推進**するため、**牧柵、簡易施設整備のための資材、放牧技術の習得、普及啓発**の取組に対して支援しております。

放牧の効果

- ・持続的畜産の実現
- ・荒廃農地等の有効利用
- ・飼料自給率の向上

省力化

環境負荷軽減

土地の有効活用

飼料費の低減



事業の概要

事業実施主体

農業者集団、民間団体等

主な支援内容【補助率】

主な支援内容【補助率】	肉用牛放牧	放牧酪農
①放牧利用推進【定額】 ・先進地視察、放牧技術者の育成、研修会の開催、専門家による現地指導 ・地域内における放牧実施体制の構築に必要な経費 ・理解醸成等に必要な経費(研修会、ふれあいイベント等) ・放牧実施に必要な経費(薬剤費、検査費、移動運搬費、馴致費用等)	○	○
②肉用牛放牧の場合、放牧牛(繁殖雌牛)の導入【1/2以内※】 ・繁殖雌牛の購入費用 ・繁殖雌牛の導入経費(市場手数料、運搬経費等) ※ただし、妊娠牛については27.5万円/頭、繁殖雌牛については17.5万円/頭を上限とする。	○	×
③放牧条件整備【1/2以内※】 ・牧柵(ソーラーシステム、高張力線等)、給水設備、移動式スタンション ・衛生対策(アブトラップ等)、簡易牛舎用の資材費 ・放牧地の簡易整備(土壌分析、飼料分析、土壌改良資材等) ・その他放牧に必要な簡易施設の整備 ※ただし、放牧地の簡易整備を行う場合、10万円/10aを上限とする。	○	○

必須

主な事業要件

- ①放牧利用推進計画※を策定し、目標達成に向け取り組むこと
※放牧利用推進計画等の細部の要件については、要綱等で定めています。
- ②放牧頭数、放牧面積、放牧期間を設定し、別に定める要件を満たすこと
- ③放牧酪農の場合は、搾乳牛等の集約放牧を実施すること
- ④主な支援内容の放牧利用推進の取組を必須とし、本事業の実施による効果を周辺地域等へ普及させる取組を行うこと
- ⑤肉用牛放牧で導入した放牧牛は3年以上放牧利用すること

農林水産省では、放牧に関する技術・予算・データ等を網羅的にまとめて公表しています。

放牧の部屋

(農林水産省Webサイト)

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/shiryo/houboku/houboku.html>



事業内容の問い合わせ先

より詳しい情報は、下記問い合わせ先、農林水産省「放牧の部屋」に掲載しております。

所属	連絡先	所属	連絡先
農林水産省畜産局飼料課	03-3502-8111(代表) 03-3502-5993(直通)	東海農政局畜産課 (岐阜県、愛知県、三重県)	052-201-7271(代表) 052-223-4625(直通)
北海道農政事務所生産支援課	011-330-8800(代表) 011-330-8807(直通)	近畿農政局畜産課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	075-451-9161(代表) 075-414-9022(直通)
東北農政局畜産課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	022-263-1111(代表) 022-221-6198(直通)	中国四国農政局畜産課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	086-224-4511(代表) 086-224-9412(直通)
関東農政局畜産課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	048-600-0600(代表) 048-740-0027(直通)	九州農政局畜産課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	096-211-9111(代表) 096-300-6290(直通)
北陸農政局畜産課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	076-263-2161(代表) 076-232-4317(直通)	沖縄総合事務局生産振興課畜産振興室	098-866-0031(代表) 098-866-1653(直通)